

令和6年度
横浜市指定介護保険サービス事業者等
集団指導講習会資料

訪問介護編



実際の事業所運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。

目 次

【訪問介護編】

- 1 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・・・・ 1
- 2 ノロウイルス食中毒について・・・・・・・・・・ 4
- 3 ウエルシュ菌食中毒について・・・・・・・・・・ 6
- 4 食中毒が疑われる場合の対応について・・・・・・・・・・ 8

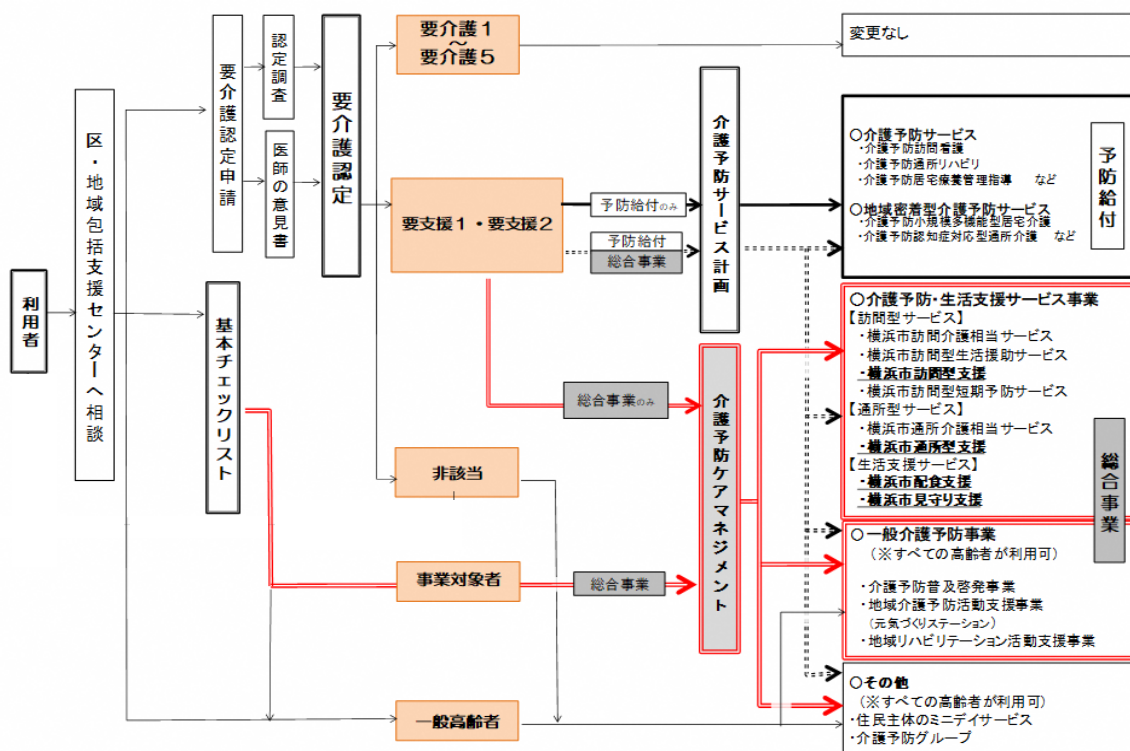
1 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

横浜市の「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業）についての実施状況は、次のとおりです。

【実施状況一覧】

『総合事業の構成例』における類型		横浜市のサービス名称	本市での実施時期	本市での考え方
訪問型サービス	①訪問介護 (旧介護予防訪問介護に相当するサービス)	横浜市訪問介護相当サービス	平成28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	横浜市訪問型生活援助サービス	平成28年10月開始	介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行えるようにします。 これにより、介護人材のすそ野を広げます。
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市訪問型支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して提供する生活援助等の支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	横浜市訪問型短期予防サービス	平成28年1月開始	早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3～6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。 区福祉保健センターの看護師、保健師が直営で実施し、本人の状態像にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。
通所型サービス	①通所介護 (旧介護予防通所介護に相当するサービス)	横浜市通所介護相当サービス	平成28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。
	②通所型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市通所型支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
その他生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市配食支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	②住民ボランティア等が行う見守り	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市見守り支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。

2 利用手続



3 介護予防ケアマネジメント

本市が実施する介護予防ケアマネジメントの類型は、以下のとおりです。

(1) ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

指定事業者によるサービス及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施

(2) ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

横浜市介護予防・日常生活支援サービス補助事業（サービスB・その他生活支援サービス）及び一般介護予防事業を利用する場合等に実施

4 横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）

横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）は、多様な主体による重層的なサービス提供を目的として、従前の介護予防訪問介護よりも人員の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に、生活援助を行えるようにしたものです。事業の趣旨をご理解いただき、積極的な活用をお願いします。

従業者

訪問介護員等に加えて、横浜市が作成した標準テキストを使用して事業者が実施する研修を修了した者（一定の研修修了者）又は介護に関する入門的研修の修了者（入門的研修修了者）となります。

<人員の基準（抜粋）>

	訪問介護、 訪問介護相当サービス	訪問型生活援助サービス (サービスA)
従業者の員数	常勤換算2.5以上	必要数
従業者の主な資格要件	・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者	・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 ・一定の研修修了者 ・入門的研修修了者

※横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、以下のURLに掲載しています。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>介護予防・生活支援サービス事業>横浜市訪問型生活援助サービス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicejigyou/service-a.html>

※その他、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/>

症状無いのに
感染拡大!?

ノロウイルス
食中毒に
気をつけましょう!

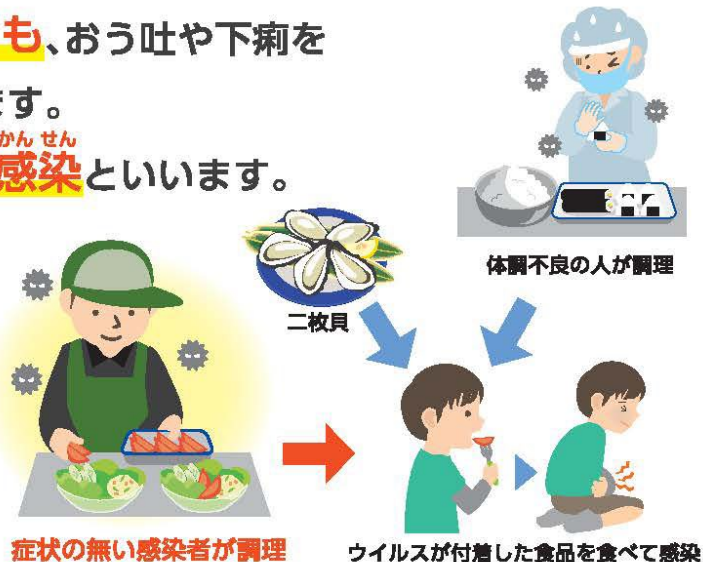


ノロウイルスに**感染しても**、おう吐や下痢を
発症しない場合があります。

このような状態を**不顕性感染**（ふけんせいがんせん）といいます。

平成28年に国内で発生したノロウイルス食中毒の原因のうち約5割は不顕性感染です。

不顕性感染でも、感染者のふん便には多くのノロウイルスが含まれていますので、気づかいうちに感染を拡大させてしまいます。（ウイルスの排出は1か月程度続くことも!!）



患者は**1,200人以上!** 不顕性感染による
大規模ノロウイルス食中毒

平成26年、静岡県内の多くの小学校で、給食のパンによるノロウイルス食中毒が発生しました。この事件は、発症していない従事者が異物等の確認をする時に、手洗いが不十分であったことなどからパンを汚染してしまったことが原因と考えられています。

実践！！ノロウイルス食中毒対策

従事者の健康管理

- おう吐・下痢などの症状がある人は、食品を取り扱う作業には従事しないようにしましょう。
- 家族におう吐・下痢などの症状がある場合は、自分に症状がなくてもノロウイルスに感染している可能性があります。
- 流行期では、ノロウイルス感染を意識した健康管理が大切です。

加熱・消毒

- ノロウイルスの感染力を失くすため、二枚貝などは中心部を85～90℃で90秒以上加熱しましょう。
- 調理器具は十分洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤等)や加熱殺菌などで適切に消毒をしましょう。



持ち込まない

- トイレには、履物を替えて入り、作業着のまま入らないようにしましょう。トイレ後の手洗いは特に念入りに！



- トイレの清掃・消毒は次亜塩素酸ナトリウムなどを使用し適切に行いましょう。トイレは高率で汚染されています。清掃時に感染しないように手袋等の着用をしましょう。

拡げない・つけない

- 調理開始前や盛付けに移るときや、次の調理工程に入る前など適切な手洗いをしましょう。



- 生食用や、加熱済みの食品の取扱いは要注意！素手での取扱いはやめ、しっかり手洗いをした後、トングや箸、使い捨て手袋などを正しく使いましょう。

体調に異常がなくても日常からの手洗いが重要です！

食品衛生に関するご相談やお問合せは、お店のある区の福祉保健センター生活衛生課で受け付けています。

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2370
西区	西区中央1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町118	930-2365
中区	中区日本大通35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町31-4	978-2463
南区	南区浦舟町2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2356
港南区	港南区港南4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6361	栄区	栄区桂町303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5751

発行：横浜市健康福祉局 食品衛生課 TEL 045-671-2459 FAX 045-641-6074 平成30年6月

⇒令和5年4月から部署名が「横浜市医療局 食品衛生課」に変わりました。

TEL 045-671-2459 / FAX 045-550-3587

その料理…

ウエルシュ菌が 増えていませんか？

～ウエルシュ菌食中毒が増加しています～

ウエルシュ菌とは？



自然界に広く生息し
肉や野菜にも
付着しています



熱に強い芽胞という殻を作ると
100℃で加熱しても
死にません



菌が増殖した食品を食べると
下痢・腹痛・吐き気などの
食中毒を引き起こします

▶▶ 特に大量に調理・保存された食品での食中毒が多発

ウエルシュ菌食中毒を防ぐには？



▶▶ 「菌を増やさない」ことが重要です！



温かいますぐ提供



小分けして放冷
+急速冷却

ウエルシュ菌食中毒の発生状況

令和3年は全国で30件（患者1,916人）発生し、そのうち横浜市内では1件（患者14人）発生しました。

令和3年に全国で発生した食中毒の総件数は過去20年間で最も少なくなりましたが、ウエルシュ菌食中毒発生件数のみ前年（令和2年：23件）より3割増加しています。

ウエルシュ菌食中毒は、原因食品として肉、魚、野菜を使用した煮込み料理や、煮物を使用した弁当などが多く報告されています。また、カレーやシチュー、スープなどのように、大量に加熱調理され、大釜などのまま室温で放冷される食品でも発生しており、患者数が増える傾向があります。

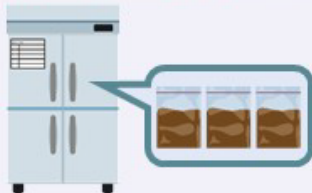
➡ ウエルシュ菌食中毒予防のポイント

基本の対策

- ☑ 調理後、**速やかに提供**する



- ☑ すぐに提供しない場合は
小分けして放冷、急速冷却
長時間の常温放冷はしない



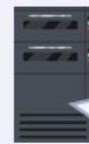
再加熱する場合

- ☑ **よく混ぜて中心部まで**
しっかり加熱

ウエルシュ菌は
酸素が嫌い



- ☑ 再加熱時も **中心温度を測定**



スチームコンベクションオーブン
による再加熱時の加熱ムラが
食中毒の原因となった事例あり！
使用する場合は複数箇所
中心温度の測定を！



食品衛生に関するご相談やお問い合わせは、営業を行う区の福祉保健センター生活衛生課で受け付けています。

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2370
西区	西区中央1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町118	930-2365
中区	中区日本大通35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町31-4	978-2463
南区	南区浦舟町2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2356
港南区	港南区港南4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6361	栄区	栄区桂町303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5751

発行 横浜市医療局食品衛生課

TEL：045-671-2459

FAX：045-550-3587 令和6年7月

4

食中毒が疑われる場合の対応について

介護サービス利用者に食中毒を疑う症状が見られた場合は、通所者には速やかに医療機関の受診を促し、入居者には速やかに医療機関を受診させてください。また、事業所のある区の福祉保健センター生活衛生課に届出をしてください。

なお、食中毒の調査では、患者の発症前の食事内容や発症状況に関する調査の他、原因として疑われる食事の調理施設や同じ食事を食べた方を対象とした調査も行います。個人情報の提供や検便等をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

また、施設で調理した食事が原因として疑われる場合は、食事の調理提供の自粛をお願いします。そのため、食中毒の発生時に備え、代替食の確保の方法についても平時から検討してください。

1 食中毒が疑われる場合の対応の流れ

(1) 患者の発生を探知

- ・医療機関への受診を促す又は医療機関を受診させる

(2) 発生状況の把握

- ・利用者と職員の健康状態
- ・受診状況（診断名、検査実施状況等）

(3) 事業所のある区の福祉保健センターへ届出（下記一覧参照）

- ・発生状況
- ・食事の提供内容

(4) 福祉保健センターによる調査への協力

- ・食事の提供の自粛（必要に応じて）

2 届出先（各区福祉保健センター生活衛生課）

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀 2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町 3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町 26-1	540-2370
西区	西区中央 1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町 118	930-2365
中区	中区日本大通 35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町 31-4	978-2463
南区	南区浦舟町 2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2356
港南区	港南区港南 4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町 16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6361	栄区	栄区桂町 303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北 5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子 3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5751

※ 夜間・休日の連絡先はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/hokenjo/shi-hokenjo/kinkyudaiyaru.html>